

3 . 提言書案説明

報告者 副会長 柴田伸治

3月より、33人ほどの委員で30回を超える会議を経て、皆さんにお渡しできるものになった。最後は半日かかって整理して、現在の形になった。

全体の目的と狙い

この提言書は、市民が主体となり、自らまちづくりを進めていくために、市民がどのような権利があって、どのような役割を果たさなければならないのか、をまとめている。さらに、まちづくりの主役を改めて市民と定義した際に、議会や行政がどのような役割を果たす必要があるのか、といった視点でまとめている。

なかでも、町内会や連区などの地域で活動する地域活動団体と、ボランティア活動や市民活動などを行うNPOが、まちづくりの重要な役割を果たすと考えている。

また、西成連区で始まっている地域づくり協議会を条例に盛り込み、全市に展開することも盛り込んだ。

章立ては名称、前文、総則、市民参加のまちづくり、市民自治の仕組み、議会の役割と責務、行政の役割、実効性の確保という章立てとなっている。

名称

市民自らがまちづくりを主体的に進めていくために、「市民自治によるまちづくり基本条例」とした。

提案の名称のほか、市民参加を重視する観点から、「まちづくり基本条例」とする意見が多数あった。これは、市民が中心となりより身近な問題を、行政に頼ることなく、あるいは行政、議会とともに「まちづくり」をするという市民主体の「想い」を表わそうという意見である。

一方、「一宮市自治基本条例」とする意見もあった。この条例が、他の条例や、議会ならびに行政の行動に規範性をもち、市民、議会、行政の協働の仕組みづくりを重視する名称がよい、という意見である。

これら両者の特徴を含み、かつ、名称のみでこの条例策定の趣旨を市民に伝えることができるものとして、この名称を提案する。

この名称案では、「一宮市」が入らないが、一宮市は自明であり、名称に入れる必要はないと考えた。他の自治体でも入っていないものがあると聞いている。

前文

前文も委員で何度も議論した。前文を書いた方がいい、という意見もあったが、提言する者が、前文を書いていいのか、ということがあって、この形で提案させてもらっている。

一宮市の歴史・文化・地理的な状況を踏まえ、未来に向けた新しいまちづくりを進めるために、条例制定の基本的な理念が記述される必要があり、そのキーワードとして、真清田神社、木曽川、繊維産業などがある。条例制定の基本的な理念を表す重要なキーワードとして、市民一人一人の主体性、市民自治、市民参加、協働、情報共有なども挙げた。

また、一宮市民憲章を尊重する旨の記述が必要で、なぜこの条例が必要なのかを記述する必要があるとした。

第1章 総則

目的として「市民が主人公となり、まちづくりを担うための権利と責務を明らかにし」、「市民自らがまちづくりを担うための仕組みや制度を定め」、「そのために必要な、議会や行政の役割と責務を明らかにします。」とし、この条例を一宮市の最高規範として位置づけている。

また、この条例で使う、まちづくり、市民、NPO、地域活動団体、活動団体といった用語を定義している。一般的な概念とはやや異なるかもしれない。

まちづくりとは、かたちとして目に見える、道路、建物、下水道、公園、広場や、かたちこそ見えないが、伝統、文化、歴史、産業、教育、自然、人と人のつながり、心と心のふれあいなど、市民の暮らしを支える全てのものを、より良くしていく、持続的な活動をいう。

市民とは、まちづくりの担い手として、「一宮市に属しているという意識を持っている者」で、具体的には市内に住所を持っている者、学生などの住民票を有しないが、市内に居住する者、市内で就業する者、市内で就学する者、市内で活動する者、市内に事業所を有する法人やその他の団体、市内で活動する法人やその他の団体をいう。

地域活動団体とは、地域に根ざし、地域の公共の利益を図ろうとする市民のグループで、具体的には町内会、女性の会、老人会、子供会、連区町会長会など、地域の諸課題の解決に取り組む団体をいう。

NPOとは、「ハンディーを持つ人に社会進出の機会を提供しよう」、「ホテルが飛び交う小川を甦らせよう」などの、特定の公共的な目的やテーマを持ってつくられた非営利の民間組織（法人格の有無を問わない。公益法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、ボランティア団体など）をいう。

活動団体とは、まちづくりのために活動するすべての組織で、具体的には市内に事業所を有する法人やその他の団体、市内で活動する法人やその他の団体、NPO、地域活動団体などの総称をいう。

また、まちづくりの基本原則として、市民自治の原則、参加の原則、協働の原則、情報共有の原則を提言している。

市民自治がまちづくりの基本であること。

市民参加が保障されること。

市民・議会・行政の基本的な関係は対話に基づく信頼を基調とした協働関係であること。

まちづくりに関する情報が全てのまちづくりの担い手の間で共有されること。

第2章 市民参加のまちづくり

ここでは7点挙げている。

市民の権利と責務、情報公開・共有、評価、参加の機会・実施、総合計画によるまちづくり、意見要望苦情等への応答義務等、住民投票、である。

市民の権利は2つ提案している。

参加の権利、情報を知る権利。具体的な例として、「市民はまちづくりや税金の使い方に関して議会、行政が保有する情報の提供を受け、自ら取得する権利があり、特に市民生活に重大な影響

を与える決定や、一定規模以上の事業については、計画段階から知る権利がある」としている。

市民の責務として、2つ提案している。

市民はまちづくりに積極的に関わる、もうひとつは、地域活動団体、NPOは情報を市民に積極的に公開する。

そのために、市民は情報を議会・行政と共有すること、議会・行政の活動を評価していくことが、必要であるとしている。

また、間接民主主義を補完する仕組みとして、住民投票条例の提案もさせてもらっている。

第3章 市民自治の仕組み

第3章は以下の項目から成り立っている。協働のまちづくり、まちづくりと地域活動団体、まちづくりとNPO、活動団体の支援・育成、地域づくり協議会。この項目のポイントは、町内会などの地域活動団体と、ボランティア団体、NPO法人などのNPOをまちづくりの主要な担い手であると位置づけ、議会や行政と対等な立場で、協働でまちづくりを行うこととしている。また、その地域活動団体、NPOを市民、議会、行政が積極的に支援していくことが必要であるとしている。

さらに、一宮市に住む住民自らが、地域づくり協議会を設置することができるとした。

第4章 議会の役割と責務

議会の役割として、以下の3つを提案している。

- ・市の重要事項の決定および、行政に対する監視・評価を行うこと。
- ・市民に対する説明責任を果たすために、積極的に情報公開を図ること。
- ・政策立案や、政策提言を積極的に行うこと。

ここで、議会の市民参加、情報公開を進めるための仕組みとして、ケーブルテレビでの放送や、議会を傍聴しやすい日にちの設定なども提案している。

一方、市民の出すこの提言が、議会の行動や役割をあれこれ言うのは、本来おかしなことだと考えている。他市町でも議会基本条例が作られているケースができています。一宮市でも議会自らが、議会基本条例の策定することを望む、と提案している。

第5章 行政の役割

第5章は以下の項から成り立っている。市長の役割・責務、執行機関の役割・責務、職員の役割・責務、財政運営。この章のポイントは、市長は、市民との協働の推進、健全財政をはかり効果的・効率的で質の高い事業を行う責務があり、執行機関は公平、公正、誠実、迅速かつ効率的に、行政活動を実施する、としている。

また特に、財政運営の健全化を求めている。特に、市財政基盤の維持、強化（収入増と支出の抑制につながる施策）を考慮し財政運営を行う、としている。

第6章 実効性の確保

実効性を担保するために、評価のための市民委員会を提案している。

また、条例の見直しも4年をめど、としている。市長選などは4年サイクルなので、それにあわせている。

地域活動に関連するポイント

今日は地域活動団体についてやや詳細にお話したい。

地域活動団体を「まちづくりの主体として位置づけ」、特に「組や班などの20～30世帯の単位をまちづくりの重要な担い手として位置づけ」た。

議会・行政などとの関係は、「市民、地域活動団体、NPO、議会、行政等が対等な立場に立ち、相手を尊重しながら協力してまちづくりを行う」とした。

地域活動団体の役割と責務としては、「まちづくりに主体的・能動的に取り組み、行政と協働して、地域の意思を反映し地域課題の解決を図り」「住民の身近な話し合いから課題を抽出し、まちづくり活動に反映させ」「運営ルールを明確にし、民主的な運営を行い」

「住民が参加しやすい活動を行うとともに、若い人を巻きこみ、次世代の担い手を育て」とした。

また、地域活動団体の支援・育成については、市民、行政が地域活動団体の支援に取り組むとし、次の2つを提案している。「市民・行政は活動団体が発足しやすく、活動が活発にできるよう、環境整備に努め」「行政は市民に対してまちづくりを進めるための学習の機会を提供し、人材を養成」とした。また、行政の支援のあり方としては、「活動団体のニーズをよく把握し、自主性や自立性を損ねるような支援とならないよう留意」する、とした。

さらに、地域づくり協議会の設置にあたっては、「住民自ら設置することができ」、その区域は、「原則として連区を一地域とし」た。また、その構成員は、「その連区に居住する個人またはその連区で活動する団体・事業所など」とした。

地域づくり協議会の役割と責務に関しては、「民主的・効率的な運営を行い」、「地域の課題解決に自ら積極的に取り組み」、「自発的に課題に取り組む人材の育成や、地域資源の有効活用に努め」る、とした。また、特に行政との関係については、「行政は、地域住民の身近な課題の解決は、地域づくり協議会に委ねることを基本とします。」としている。

既に今年度から地域づくり協議会は西成連区でスタートしている。成果と課題を見ながら、全市に広げていきたい。